

第2 審査の結果

1 決算計数

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、誤りのないものと認められる。

なお、財産に関する調書の計数については、次のとおり、その一部に誤りが認められた。
(詳細は〔第4 局別事項〕に記載)。

(1) 公有財産

ア 土 地

過大に登載されているもの	2件	7,751.43 m ²
登載漏れとなっているもの	3件	100,405.72 m ²

イ 建 物

過大に登載されているもの	1件	16.00 m ²
登載漏れとなっているもの	5件	2,384.96 m ²

ウ 無 体 財 産 権

過大に登載されているもの	1件	
登載漏れとなっているもの	3件	

(2) 物 品

過大に登載されているもの	2件	26点
登載漏れとなっているもの	2件	22点

(3) 債 権

過大に計上されているもの	1件	94,449,858円
計上漏れとなっているもの	1件	257,635,256円

2 事業執行等に関する意見

(1) 全体意見

ア 財政状況について

平成16年度一般会計決算は、歳入6兆401億余円、歳出6兆33億余円で、形式収支368億余円から翌年度に繰り越すべき財源(制度繰越)165億余円を差し引いた実質収支は、202億余円の黒字になっている。

しかし、一般会計から公営企業会計への支払繰延などを行っているため、「平成16年度※普通会計決算」では、実際には、276億円の赤字となり、都財政は平成10年度以降7年連続の赤字決算という厳しい状況が続いている。

平成17年7月に発表された「都財政が直面する課題」(財務局)によれば、東京都は、「第二次財政再建推進プラン」(計画期間:平成16~18年度)に基づき、歳出の削減を進めるなど、全庁的に財政再建に取り組み、その一方では、好調な企業収益によって都税収入が増加し、平成17年度予算では、当面の目標の一つである「財源不足の解消」を実現できたとしている。しかし、この間の財源対策によって生じた減債基金の積立不足、他会計からの借入金などのいわゆる「隠れ借金」が、未だに約9,000億円残っており、今後の財政運営は、決して楽観できる状

況にはない。

このような状況下にあっても、都は、大規模な自然災害への備えや治安の回復、福祉・医療施策の充実など都民の安全・安心の確保、都市機能の拡充、中小企業等への支援をはじめとする東京の活力の再生など、都民生活をめぐる喫緊の課題に対し、限りある財源を重点的・効率的に配分することにより、都民の負託に積極的に応えていかなければならない。

このため、都は、内部努力や施策の見直しの徹底などにより、スリムで効率的な執行体制を確立し、財政構造改革を一層進めていく必要がある。

※「普通会計」とは、各地方公共団体間の財政比較や統一的な掌握を容易にするために、地方財政統計上用いられている会計区分で、一般会計の額と地方公営企業会計を除く特別会計の額を合計したものから、会計間の重複額等を控除したものである。

イ 事業執行について

平成16年度決算審査において、一般会計における都税、諸収入、使用料及手数料などの収入状況について審査したが、収入未済額は、1,314億73百余万円であり、依然として非常に多額となっている。

多額の収入未済額の発生は、歳入確保上の問題に止まらず、負担の公平を損ない、ひいては都政に対する信頼を揺るがすおそれがある。

平成12年度以降の一般会計における収入未済額の推移については、表1のとおりであり、年々減少している。

これは、収入未済額の大部分を占める都税については、主税局が具体的な数値目標を設定し、滞納整理を強化したこと、諸収入、使用料及手数料などについても、各局において、プロジェクトチームの設置、債権回収会社への委託、民事上の強制執行手続などの方法により、収入未済額の縮減に取り組んできたことによるものである。また、主税局では、各局から債権を引き継ぎ、直接回収する取組も始めている。

各局においては、収入未済の問題の重要性を改めて認識し、多額の収入未済額の回収に向け、上記のような債権回収のしくみを活用するとともに、未納者への法的な措置も含めて、債権回収に一層積極的に取り組むべきである。

また、収入未済の新たな発生と拡大の防止に向け、適切な事務処理を徹底すべきである。

(表1) 一般会計における収入未済額の推移

(単位：億円)

年 度	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
収入未済額	2,281	1,976	1,714	1,535	1,314

ウ 財産管理について

都は、平成18年度に、すべての会計に複式簿記・発生主義会計を導入することとしており、これにより、会計情報と財産情報が連携され、財産管理の適正化が促進される。

平成16年度決算審査では、複式簿記・発生主義会計の導入に向けて、財産の現在高が正確に

把握されているかについて重点的に審査した。

しかし、結果を見ると、公有財産（土地・建物等）等の登載漏れ・過大登載、債権の計上漏れ・過大計上など、〔第2 審査の結果 1 決算計数〕のとおり、財産管理に適正を欠くものが多いの局で認められた。

都の財産は、都民からの負託を受けて管理する都民全体の財産であり、新会計制度を円滑に導入し、機能させていくためには、データ処理に誤りがあってはならない。

各局においては、管理に従事する職員の意識の向上、チェック体制の確立などにより、財産管理の徹底を図り、事務を適正に執行する必要がある。

エ 資金運用について

都は、基金も含め多額の資金（平成16年度平均残高1兆3,292億円）を運用している。

平成16年度は、運用対象商品の一部拡大を図りつつ、資金配分基準「東京都におけるポートフォリオ」及び「平成16年度資金管理計画」に沿った資金運用を行っている。

景気は、緩やかに回復しているものの、金融緩和政策の継続により、短期金利については低金利の状態にあるなど、依然として厳しい運用環境が続くと予想される。今後も金融情報の収集分析に努め、安全かつ効率的な資金運用が望まれる。

(2) 局別意見

平成16年度出納長所属各会計決算審査に当たり、各局の予算の執行状況等について審査した結果、〔第4 局別事項〕でそれぞれ意見を付したとおり、一部に問題が認められた。その概要については次のとおりである。

《 中央卸売市場（と場会計） 》

ア 生体の搬入に伴う廃棄物について応分の負担を求めるべきもの

中央卸売市場は、「食肉市場汚物搬出処理委託」を単価契約（推定総金額：4,534万9,605円、契約期間：平成16年4月1日～平成17年3月31日）により実施し、牛などの生体の搬入によって発生する手綱、おが屑、畳、わら、鼻輪等の一般廃棄物、と畜解体作業に伴って排出される産業廃棄物（腹ふん等）の運搬処分を行っている。このうち、おが屑、畳、わらは、と畜解体作業により発生するものではなく、生体の搬入に伴って発生するものであることから、生体の搬入事業者であるAに応分の経費負担（312万6,280円（監査事務局試算））を求めているのは適切ではない。

場は、生体搬入に伴う廃棄物の処理量に基づいて会社に応分の経費負担を求められたい。

イ 大動物新と畜ラインへの転換・整備事業に伴う財産の管理を適正に行うべきもの

中央卸売市場は、業界等の需要に応え、大動物のと畜能力を1日当たり100頭以上を増強することを目的として、大動物新と畜ライン（以下「新ライン」という。）に転換・整備を行った。整備に当たり、場は工事費（と場会計分：10億9,331万余円）を支出するとともに、卸売業者Aが施工したけい留所施設（運ばれてきた生体（牛）をと畜作業が始まるまでの間、一時休ませしておく施設、と場会計分：3億2,449万余円）を寄付物件として受領している。

この転換・整備事業に係る公有財産及び物品の登録等財産管理状況を見たところ、①当該工事で取得した施設及び物品について公有財産及び物品の登録がなされず、②新ライン設置に当たり、既存の小動物3ラインのうち稼動していない1ライン（以下「撤去ライン」という。）の撤去を行ったが、公有財産台帳における小動物棟の現在価格について、撤去ライン及び撤去ラインで使用していた小動物炭酸ガス麻酔設備などの価格の減が反映されていない状況が認められた。

場は、大動物新と畜ライン転換・整備事業に伴う財産について公有財産及び物品の登録等を行うなど、財産の管理を適正に行われたい。

《 教育庁 》

ア 財産管理を適正に行うよう方策を講じるべきもの

高等学校等において取得または廃棄した重要物品については、物品管理システムに入力し管理を行い、出納長室は、半期に一度、事業所から物品管理システムのデータの提出を受けて、これをまとめているが、庁の管理する重要物品について物品管理システムへの入力内容を見たところ、庁における重要物品の異動件数765件の5.6%にあたる登録漏れ18点、過大登載25点、合計43点となっている。

これは、高等学校等における重要物品の管理について、庁内部において登載漏れ等を予防でき

る体制となっていないことによるものである。

庁は、登載漏れ等を予防できるよう方策を講じられたい。